

議案第88号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年12月7日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の67.5、12月に支給する場合には100分の70</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 4～6 略 （勤勉手当） 第20条 略	（期末手当） 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の67.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 4～6 略 （勤勉手当） 第20条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額 3～5 略
--	---

第2条 三朝町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員			円	円	円	円	円
	1		162,100	208,000	240,900	271,600	295,400
	2		163,200	209,700	242,400	273,200	297,500
	3		164,400	211,400	243,800	274,700	299,500
	4		165,500	212,900	245,200	276,300	301,400
	5		166,600	214,400	246,400	277,800	303,200
	6		167,700	216,200	248,000	279,500	305,000
	7		168,800	217,900	249,500	281,300	306,600
	8		169,900	219,600	250,900	283,100	308,200
	9		170,900	221,100	252,000	284,800	309,800
	10		172,300	222,600	253,400	286,700	312,000
	11		173,600	224,100	254,900	288,500	314,200
	12		174,900	225,600	256,200	290,300	316,200
	13		176,100	226,800	257,500	292,100	318,200

14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100

59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			

	104		299, 100	347, 300			
	105		299, 300	347, 800			
	106		299, 600	348, 200			
	107		300, 000	348, 600			
	108		300, 300	349, 000			
	109		300, 500	349, 500			
	110		300, 900	349, 900			
	111		301, 300	350, 200			
	112		301, 600	350, 500			
	113		301, 800	351, 000			
	114		302, 000				
	115		302, 300				
	116		302, 700				
	117		302, 900				
	118		303, 100				
	119		303, 400				
	120		303, 700				
	121		304, 100				
	122		304, 300				
	123		304, 600				
	124		304, 900				
	125		305, 200				
定年前再任用 短時間勤務職 員		188, 700	216, 200	256, 200	275, 600	290, 700	316, 200

備考

定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

第3条 三朝町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の68.75</u>を乗じて得た額に、基準日以前	(期末手当) 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の67.5、12月</u>

6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第20条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略	に支給する場合には<u>100分の70</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第20条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略
---	--

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
 - 第1条及び第2条の規定による改正後の三朝町職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- (給与の内払)
- 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条及び第2条の規定による改正前の三朝町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。この場合において、算定される給与に係る差額については、町長が別に定める日に支給する。